

# 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 11 号	平成 25 年 7 月 5 日	伊予市役所	市民福祉部長寿介護課
題 目 (テーマ) : 市職員のロッカーに公のお金を保管していたこと			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>先日のニュースで聞いて、あの説明では、さっぱり意味が分かりませんでした。1年以上、公のお金をロッカーに入れておく必要があるとしたら、考えたくはないが、個人的に流用していたと思われるし、どうして発覚したのでしょうか？市役所内に銀行が入っているのに。相手方からも問い合わせが無いのも不思議。今回、徹底的に調査して、市民に公表してほしい。</p>			
回 答 内 容			
<p>本件は、65 歳以上の高齢者を対象に、複数の社会福祉法人等に委託して行っている、介護予防事業の利用者負担金の納付について発生したものです。</p> <p><b>経 緯</b></p> <p>経緯は次のとおりです。</p> <p>委託先の 1 事業所から毎月持参いただきました利用者負担金の納付の手続きを担当職員が毎月行わず、これを自分の机内に保管していたものです。</p> <p>平成 25 年 5 月、平成 24 年度会計の出納閉鎖を前に担当課長が歳入状況を確認したところ、納付された利用者負担金が予定額より少ないことが判明したので、担当者に確認すると預かっていた利用者負担金を納付せず保管しているとのことでした。</p> <p>この件について事業所は、納付書等が届かないので不審に思いながらも、市役所の方で納付手続きを済ませているものと判断されていたようです。</p> <p>これを受けて、直ちに保管している利用者負担金額を確認したところ、未納と同額の現金を確認しましたので、直ちに担当職員に納付書を作成させ、金融機関の窓口で納付を完了したものです。</p> <p><b>再発防止策</b></p> <p>今後、このようなことが再発することのないよう、委託事業所から月締めで送られてくる利用者一覧を元に、ただちに納付書を作成し、複数職員で確認した後、事業所に送付し、遅滞なく納付していただくこととします。</p> <p>このたびの不祥事では、市民の皆様には多大な御迷惑・御心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、市役所一丸となって市民の皆様への信頼回復に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>			